

訓 令

埼玉県教育委員会教育長訓令第四号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第四教育総務部の表教職員課の項第五号教育長決裁事項の欄を次のように改める。

不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和二十六年埼玉県人事委員会規則一一一一。以下この項において「規則」という。）第十七条第一項の規定に基づき、人事委員会に対し再審を請求すること。

別表第四教育総務部の表教職員課の項第五号部長専決事項の欄7を削る。

別表第四県立学校部の表県立学校人事課の項第一号教育長決裁事項の欄中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とし、同欄6中「こと」の下に「（学級数の変動のみを理由として定めるものを除く。）」を加え、同欄中6を5とし、7を削り、同号部長専決事項の欄を次のように改める。

- 1 標準法第三条第二項の規定に基づき、県立中学校の一学級の生徒の数の基準を定めること。
- 2 県立特別支援学校の学校別の定数を定めること（学級数の変動のみを理由として定めるものに限る。）。
- 3 標準法第三条第三項の規定に基づき、公立の特別支援学校の小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の数の基準を定めること。
- 4 埼玉県立特別支援学校管理規則（昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第九号）第七条第一項の規定に基づき、県立特別支援学校の学級編制を承認すること。

別表第四市町村支援部の表小中学校人事課の項第一号を次のように改める。

<p>一 負担法第一条に規定する職員（特別支援学校職員を除く。以下この項において同じ。）の定数に関する事務</p>		<p>1 地教行法第四十一条第二項の規定に基づき、負担法第一条に規定する職員の市町村別の定数を定めること。</p> <p>2 標準法第三条第二項の規定に基づき、公立の小学校、中学校又は義務教育学校の一学級の児童又は生徒の数の基準を定めること。</p>
---	--	---

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。